

北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務委託仕様書

本仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が受託者に委託して行う「北部地域振興交流拠点における「食と農のイノベーション拠点」調査検討業務」（以下「本業務」という。）に関し、目的、内容、履行期間等について定めるものである。

1 目的

県では、今後、人口減少が進み、75歳以上の後期高齢者の人口は全国で最も早いスピードで増加することが見込まれている。特に、北部地域（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町）は人口の減少が早く、本県全体の減少率の2倍以上と推計されており、20代の転出超過数も多い状況である。

我々を取り巻く環境は変化を続けており、円安の進行やエネルギー価格・物価高騰の長期化への対応など足元の課題への対応だけでなく、人口減少にあっても生産性を向上させることで10年後、20年度後も持続的に成長する未来志向の施策展開が求められている。企業においては、AI技術や情報通信技術（ICT）を活用したDXの推進や新たな事業の創出などが必要となっている。

こうした課題に対応し、北部地域ひいては県全体の産業振興を図るため、令和4年度に「北部地域振興交流拠点（以下「北部拠点」という。）」に導入する産業振興機能を検討する北部地域産業振興機能検討委員会（以下、「R4検討委員会」という。）を設置し、北部地域の産業振興機能の基本コンセプト及び導入すべき機能について提言を行った。

また、令和5年度には、北部拠点に設置する産業振興施設等を検討する「北部地域産業振興施設等検討委員会（以下、「R5検討委員会」という。）」を設置し、北部拠点に必要な産業振興施設及び産業振興施策等について提言を行った。

令和6年度にはR4検討委員会及びR5検討委員会の提言等を踏まえ、北部拠点において実施が見込まれる産業振興施策及び設置が見込まれる産業振興施設の効果を最大限発揮するための運営手法について調査・検討を行った。

令和7年度には今後実施される予定の北部地域振興交流拠点全体の設計・建築に先立ち、各産業振興施設の規模や配置について検討を行った。

本業務は、食と農業など北部地域の強みを生かした産業振興機能「食と農のイノベーション拠点」創出のため、食と農業関係の企業、農家等にニーズ調査等を行い、ターゲットごとに必要な施策等の検討を行うものとする。

2 業務内容

（1）「食と農のイノベーション拠点」ステークホルダーへのニーズ調査

ア ヒアリング内容の作成

ヒアリング内容については県と協議の上、決定すること。

イ 食と農業関係の企業、農家等へのニーズ調査

北部地域の強みである「食と農」関係産業のプレーヤーとなり得る企業、個人、農業者（個人経営体、団体経営体のいずれも含む。）等に対して、販路拡大、新技術・新製品開発、人材確保・育成等の経営課題、北部地域産業振興施設に求める機能、支援内容等についてのヒアリング調査を行う。

ヒアリング調査は下記①～⑥の団体・農家等を対象とすること。また、ヒアリング先については県と協議しながら決めることとし、全体で50社程度とする。

ただし、川上から川下までの事業者を網羅的に選定するとともに関連分野や振興分野のステークホルダーとして、ベンチャーキャピタルやフードテック企業等も適宜対象に含めること。

なお、①⑤⑥については県外の企業等も対象とする。

① 食品/農業関係企業 15社程度

※ベンチャーキャピタル、農業ベンチャーファンド等の投資関係、フードテック/アグリテック等の振興分野企業も適宜ヒアリング先に含めること。なお、企業規模は問わない。

② 飲食店経営者、シェフ 5事業者程度

③ 農業者（6次産業化に取り組む農業者等（個人経営体、団体経営体のいずれも含む）） 10事業者程度

④ 食品・農業関連分野の教育機関（高校、大学校、大学等）

⑤ 食品バイヤー、流通関係事業者（卸売業、小売業、EC事業者等）

⑥ その他、「食と農」関連産業に関するニーズ把握に必要なステークホルダー（北部地域の市役所及び北部拠点周辺の高速道路・新幹線等沿線自治体等、地域のまちづくり関連団体等）

（2）他のインキュベーション施設入居者へのアンケート調査

ア アンケート内容の作成

アンケート内容、回答様式については県で作成する。

イ アンケート調査

他のインキュベーション施設に既に入居しているスタートアップ、大企業等にインキュベーション施設としてどのような機能、設備等があれば良いかのアンケート調査を実施すること。

なお、アンケートの回答回収数は30件以上を想定する。

（3）ユーザーごとに必要な施策等の提案

ニーズ調査、アンケート調査を基に、（1）イのユーザーごとに「食と農のイノベーション拠点」での食と農業関係の企業、農家等の生産性や生産額、付加価値等の向上につながる施策、支援内容を提案する。

（留意事項）

- ・ユーザーごとのニーズ、課題の整理・分析を行うこと。
- ・ニーズ、課題ごとに実施する事業案、利用シナリオについて提案すること。

(4) 産業振興施設検討のためのサポート業務

- ・他類似の産業振興施設等についての知見を提供すること。
- ・施設の利用シナリオや機能等について助言を行うこと。

3 履行期間（案）

契約締結日から令和9年3月23日まで

4 成果物及び提出期限

(1) 成果物の提出

本業務における提案やニーズ調査結果・分析をまとめた報告書を下記のとおり納品すること。なお、原則として電子データは Microsoft Word、Excel、PowerPoint にて納品すること。

成果物の提出に当たっては、事前に県の確認を受け、承認された上で提出すること。

成果物	提出期限	納品仕様	備考
「2（1）「食と農のイノベーション拠点」ステークホルダーへのニーズ調査、2（2）他のインキュベーション施設入居者へのアンケート調査に係る調査結果	報告書案： 令和8年6月17日 報告書： 令和8年7月17日	電子データ	●電子メールによる納品とすること。
2（3）ユーザーごとに必要な施策等の提案	令和9年1月15日	電子データ	電子メールによる納品とすること
報告書、概要版、添付書類、データ等	令和9年3月23日	電子的に記録した媒体（DVD等） 2部	

※成果物の管理及び権利の帰属は、すべて県のものとし、県が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表してはならない。

5 留意事項

- (1) 受託者は、県と十分協議を行いながら、本業務を遂行すること。
なお、業務遂行にあたっては、受託者は県に業務の進捗状況を密に報告し、県の指示に従い、遅滞なく業務を進めること。
- (2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
- (4) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年埼玉県条例第50号)に基づき、適正に取り扱うこと。
- (5) 本業務に係る経費は、報告書の作成、発送経費等を含め、原則としてすべて委託金額に含まれるものとする。
- (6) 県は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。
- (7) この仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に関して必要な事項は、県と受託者が協議の上決定するものとする。